

問題 1

【出題意図】

問題文は、明治維新史を専攻する著者による、池田屋事件についての研究成果をまとめた著作のうち、著者が入手した史料(「書付写」)の真正性について検討する部分からの引用である。著者は「書付写」の真正性について次第に確信を深めていくが、本問は、どのような史料、及びそこから読み取れるどのような客観的事実から、「書付写」の真正性が裏付けられるのかを正しく理解し、その理解を明晰かつ正確に表現することを求めるものであり、法曹に必要とされる論理的思考力を受験者が有しているか否かを問うものである。

【採点講評】

( 1 )

本問では、「書付写」の真正性を基礎づける事実について、制限文字数の中で可能な限り具体的に論じることが求められていた。表現の正確性はともかく、古高の父・周蔵が天津代官所を辞職した時期に関する「書付写」供述 A の記載と周蔵の在籍時期を示す『江戸幕府代官史料 県令集覧』の記載内容が一致することについては、多くの受験者が指摘できていた。解答の際には、客観的事実とそこから推測される事実を区別して論じることが必要であるが、この違いを意識して論じられていた解答には高い評価を与えた。なお、本問では、著者が「書付写」はホンモノではないかと「初めて」思えてきた理由を問うているが、このとき以降に明らかになった事実や史料を基に「書付写」の真正性を論じるなど、本問で問われていることを理解できていない答案も見受けられた。また、本問では、証拠の性質に言及することも求めていたが、『県令集覧』が代官所の職員録集という公的性格を持つことを適切に指摘できていた解答は一部に留まった。

( 2 )

ここでは、問題文に記載された、古高をめぐるやや複雑な縁戚関係を整理・分析した上で、古高と萩毛利家の関係性を正確に示すことが求められていた。空欄の前後の文章の内容も踏まえると、ポイントとなるのは、「萩毛利本家」の次期当主である毛利元徳と古高の間関係性であり、この点を明確する必要があった。答案の中には、毛利家の遠縁にあたることしか示せていないものや古高ではない人物を起点として親族関係を示したものなどもみられたが、内容に応じて減点した。

( 3 )

解答の多くは、古高が長州毛利家と遠縁にあたるという事実を示す「書付写」供述 B の記載と霊山歴史館の特別展で展示されていた「古高俊太郎文書」と名を付された複数の史料のうちの古高の家族の誰かが記載したとされる文書の記載が一致することについては示せており、一定の評価を与えた。もっとも、真正性を基礎づけるには、当該事

実が他にはまったく流布しておらず、古高の身近のものしか知りえない情報であったことも示す必要があったが、これについて言及できていた解答は一部であった。また、霊山歴史館の特別展で展示されていた「古高俊太郎文書」にはいくつかの史料が含まれるが、誤った史料を証拠として指摘した解答や抽象的な記述に終始した解答については、低い評価とせざるを得なかった。

## 問題 2

### 【出題意図】

題材としたのは、近年にわかに社会問題化した人種主義的なヘイト・スピーチ（憎悪表現）について論じた一般読者向けの著書の一部である。著者は法律家（弁護士）であるが、ヘイト・スピーチに関する法律知識の有無をみるために本書を選んだわけではない。出題文は、著書のなかから法規制慎重論に関する部分を抜き出したものであるが、ここでは「表現の自由」とヘイト・スピーチの法的規制に関するさまざまな意見がわかりやすく整理されている。そのうえで著者は、マイノリティの人権という観点に立って、きわめて論理的に法的規制の必要性を論じている。対立する多様な主張を的確に整理したうえで自身の論理を組み立てていく能力は、法曹に求められる重要な資質の一つである。問題 1 と問題 2 は、著者の論理展開についての理解度をみるために作問したものである。また、ヘイト・スピーチの背景にある人種差別意識は社会に根深いものであり、法規制をすれば解決するといった単純なものではない。これから法曹になろうとする者には、多様な視点から社会問題の根本原因を探り、実効性のある解決策を探索していく努力が求められる。そこで問題 3 では、ヘイト・スピーチが社会問題化した原因をそれぞれに論じてもらうこととした。これによって社会問題に対する姿勢や理解度を見ることができると考えたからである。

### 【採点講評】

#### (1)

権力が表現内容の規制を行うことの危険性に関する一般論が述べられている箇所を文中から探し出すことができれば解答は容易であろう。権力による表現内容の規制とは権力に対して批判的な見解を述べる自由に対する規制であり、民主主義の過程における「自己統治」にかかるものであることが理解できれば、それを制限字数内で説明することは難しくないはずである。この設問は、表現の自由に関する法律学的な理解を問うものではなく、著者の論理展開をきちんと理解し、論点を的確につかむ能力がどれだけあるのかをみるものである。著者は、表現の自由の保障を「自己実現」と「自己統治」の両面から論じているが、自己実現と自己統治を混同したような答えはあまりなく、全体として高い得点結果となった。

( 2 )

ヘイト・スピーチのもつ害悪の本質を問う設問である。日本ではヘイト・スピーチの法的規制に対して表現の自由の観点から慎重な意見が根強いが、著者はヘイト・スピーチは本質的に深刻な人権侵害であるから規制されるべきであると主張する。したがって、ヘイト・スピーチ自体が言動による暴力であり、マイノリティの尊厳、平等権、脅迫を受けずに社会に参加し平等に暮らす権利などを直接的に侵害するものである、という著者の主張が述べられていればよい。この設問は文章理解力と表現力を問うものであるが、全体的に高い点数を得た者が多かったようである。

( 3 )

普段からヘイト・スピーチのような社会問題に関心を持ち、熟慮する習慣を身に付けていれば、ヘイト・スピーチが社会問題化した原因についても多面的に論じることができはずである。しかし答案をみると、受験生の個人的な経験に基づく感想を述べたり、インターネットの普及や若者の就職難、保守的な政治家の言説、あるいは領土問題といった事柄のなかから一つを取り上げてヘイト・スピーチとの関係を論じたものが多く見られた。しかし、出題文のなかで著者も、「ヘイト・スピーチの原因は歴史的に形成された差別構造であり、特に在日朝鮮人に対しては、日本政府が植民地支配の歴史の清算をしていないことが原点にあるのだから、結果としてのヘイト・スピーチの規制をしても解決にはならないという批判もある。貧困層や非正規労働の拡大、人々が疎外されている状況の悪化など、ヘイト・スピーチを行う不安定で不満を抱えた人々を生み出す構造の是正や彼らの鬱屈の着地点の構築をすべきとの見解もある」とも指摘しているように、ヘイト・スピーチの背景には複雑かつ根深い問題が存在する。これは、ヘイト・スピーチのような大きな社会問題については根源的な原因をさまざまな視点から究明していく姿勢が求められることを意味する。これもまた法曹に求められる重要な資質のひとつであろう。答案には実力の差が明確に表れており、採点者を感心させるような緻密な考察を行った答案が少なかったことは残念であった。